

新旧対照表

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款（令和3年10月1日改正）

条項	改正後	改正前
第2条	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>1～7 （省略）</p> <p>8 当会に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会に提出することはできません。<u>ただし、当会に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当会に設定しているが、同日前に当会に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当会に提出される場合は、この限りではありません。</u></p> <p>9～11 （省略）</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>1～7 （同左）</p> <p>8 当会に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会に提出することはできません。<u>(追加)</u></p> <p>9～11 （同左）</p>
第3条	<p>第3条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間<u>内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当会に設けようとする場合には、<u>第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当会の定める一定の書類を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4 （省略）</p>	<p>第3条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間<u>(追加)</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当会に設けようとする場合には、<u>(追加)</u>当会の定める一定の書類を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。<u>(追加)</u></p> <p>4 （同左）</p>
第3条の2	<p>第3条の2（累積投資勘定の設定）</p> <p>お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間<u>内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2～4 （省略）</p>	<p>第3条の2（累積投資勘定の設定）</p> <p>お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間<u>(追加)</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2～4 （同左）</p>

<p>第7条 の2</p>	<p>第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当会は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当会与締結した累積投資契約（当会の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、<u>（削除）</u>定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「<u>累積投資上場株式等</u>」<u>と</u>いいます。））に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（<u>②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p><u>② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p><u>③</u> 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>2～3 （省略）</p>	<p>第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p> <p>当会は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当会与締結した累積投資契約（当会の「投資信託累積投資規定」「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定）に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等</u>を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（<u>追加</u>）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（<u>追加</u>）を超えないもの</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>②</u> 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p>2～3 （同左）</p>
<p>第9条</p>	<p>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 前項にかかわらず、第5条第2項<u>もしくは</u>第6条第2項<u>または施行令第25条の13の2第3項</u>の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 前項にかかわらず、第5条第2項<u>または</u>第6条第2項<u>の</u>規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>3 （同左）</p>
<p>第9条 の2</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項<u>もしくは</u>第6条第2項<u>または施行令第25条の13の2第3項</u>の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項<u>または</u>第6条第2項<u>の</u>規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>3 （同左）</p>

<p style="text-align: center;"><b>第 10 条</b></p>	<p><b>第 10 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</b></p> <p>当会は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当会がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または <u>お客様</u> の施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② 当会からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当会に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2 (省略)</p>	<p><b>第 10 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</b></p> <p>当会は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当会がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または <u>(追加)</u> 施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② 当会からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当会に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2 (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 16 条</b></p>	<p><b>第 16 条（契約の解除）</b></p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>⑦ <u>お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当会に設定しているが、同日において当会に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、2022 年 1 月 1 日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022 年 1 月 1 日。</u></p>	<p><b>第 16 条（契約の解除）</b></p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p>

以上